

部 局 長 各 位

市長 山下 昭史
(公 印 省 略)

令和2年度当初予算の編成方針について（通知）

三豊市予算規則第5条本文の規定に基づき、令和2年度当初予算の編成方針を下記のとおり通知する。

記

第1 国の動向

内閣府の月例経済報告（令和元年8月30日）によると、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響や、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしている。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、当面の経済財政運営に向けた考え方として、消費税率引上げへの対応については、令和元年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとしている。また、Society5.0の実現や、適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、成長率の強化を進め、賃上げ等の所得向上に向けた取組や、地方での好循環の前向きな流れを確実にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指すとしている。

また、地方行財政改革に係る国の具体的な取組としては、臨時財政対策債等の発行額の圧縮や債務の償還に取り組み、財政健全化につなげるとしている。また、今後の人口減少に対応するためにも、地方公共団体の業務改革と新技術の活用を通じた利便性の高い「次世代型行政サービス」への転機を積極的に推進すると同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方公共団体を支援するとしている。このようなことから、今後の国の動向に十分留意しつつ、国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組む必要がある。

第2 本市における当初予算編成の基本的な考え方

本市の財政状況については、歳入では、今月に実施された消費税率の引上げによる地

方消費税交付金の増加は見込まれるものの、普通交付税については令和2年度が合併算定替交付の最終年度となっており、今後も厳しい見通しである。一方、歳出では、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加をはじめ、扶助費及び公債費の義務的経費の増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化対策や社会資本整備、病院会計等への繰出し等の財政需要も見込まれている。

今般、令和2年度から令和6年度までの5年間の財政収支の仮試算を実施したところ、何ら対策を講じない場合、5年間で152億円を超える財源が不足する見込みとなった。

このような厳しい財政状況の中、令和2年度当初予算については、第2次総合計画（平成30年12月策定）に掲げる「One MITOYO ～心つながる豊かさ実感都市～」の実現に向け、社会的な構造変化に的確に対応しつつ、未来へ向けた投資を確実に進めるため、真に必要で緊急性の高い実現可能な事務事業についてのみ予算化するものとする。

第3 当初予算の編成要領

1 総括的事項

(1) 重点事項

当初予算については、総計予算主義の原則に基づき、年度間を通じて予測される全ての歳入歳出を漏れなく計上して編成することとする。年度途中の補正については、真にやむを得ないもの以外を行わないので厳に留意すること。

重点施策については、第2次総合計画における前期基本計画の基本目標及び基本方針に対応するもので、同計画の第2期実施計画で示すものとし、重点的に予算配分を行うものとする。

【基本目標】

- ① にぎわいが地域を元気にするまち（産業・交流）
- ② 知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち（教育・文化・人権）
- ③ 子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち（健康・福祉・医療）
- ④ 人と自然が守られる定住のまち（暮らし）

【基本方針】

- ① 市民が可能性を切り開くまちづくり
- ② 効率的で健全な行財政運営

(2) 財政収支計画に基づく厳格な予算管理

普通交付税の合併特例措置の逡減や合併特例債の発行期限延長を踏まえ、将来的な財源状況等を勘案した適正な歳出規模への計画的管理が不可欠であることから、財政収支計画（平成30年10月策定、令和元年10月見直し）に基づき、厳格な予算管理を行うこととする。

令和2年度当初予算は、財政収支計画で定めた一般財源総額249億4,400万円の枠内に収めるものとする。

歳入確保策はもとより、一般行政経費について一定程度の圧縮が必要となることか

ら、予算要求に当たっては、既存事業の内容や執行方法等について抜本的に見直し、経常経費の削減に努めること。

(3) 事業の重点的・計画的推進

部局長の運営方針や事後評価結果等を踏まえ、事務事業の取捨選択を行った上で、予算を編成すること。

なお、人口減少対策、地域経済の好循環の確立、子育て支援や教育環境の充実、公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）に基づく老朽化対策等の政策的経費については、予算編成過程において検討するものとする。

また、合併特例債の発行期間内に終えておくべき公共施設等の統合整備（除却を含む。）については、人口減少による社会の変化を十分踏まえ、真に必要なものについてのみ計画するものとし、公共施設等総合管理計画等に基づく進行管理により、財政負担の軽減及び平準化に努めること。

(4) 行財政改革の実行

今後、右上がりの経済成長を望むことはできず、税収は限られ、人口は減少傾向にある。さらに、社会保障費の増加で予算はますます硬直化していることから、新たな予算を増やすには、別の予算の削減をセットで考えなければならない状況にある。

そうしたことから、市民サービスを低下させないように、引き続き行政内部の合理化を徹底して進めつつ、今後においては地域や現場の創意工夫を汲み上げるボトムアップによる改革を含め、更なる組織・予算の最適化と、公共サービスの在り方をより進化させることで、自治の熟度と財政健全化の双方に貢献する「質の改革」に取り組むこと。特に、第 2 次行政改革大綱（平成 28 年 4 月策定）において、各部署で掲げた集中改革プランについては、予算に反映させながら着実に取組を進めること。

(5) 議会・監査委員の意見等の対応

議会及び監査委員からの要請や指摘事項等については、その趣旨を十分尊重し、速やかな改善等を図ること。また、請願や陳情等についても、事業の緊急性や実現性の可否等を精査すること。

(6) 国・県の動向等の的確な把握

国・県の予算編成の動向等に十分留意して的確に見積もるとともに、あらゆる方策を講じて積極的な財源の確保に努めること。

(7) 横断的行政課題等への対応

行政ニーズの多種多様化に伴い、複数の部署に関連又は類似する事務事業等が見込まれる場合は、関係部署間で調整し、事業の統合化と効率性の向上を図ること。

(8) 行政の役割分担の明確化

行政の役割はもとより、その守備範囲と経費負担区分等を明確にすることで、経費全般にわたる徹底した見直しを進めること。

(9) 予算編成状況の情報共有

予算編成過程の情報共有のため、予算要求状況や査定進行状況等について、経営会議（部長会議）において報告するものとする。

2 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、財源の確保に最大限努力するとともに、社会経済情勢の変動、国・県の施策及び制度の改正の動向等に十分留意の上、正確な積算基礎により確実な額を見込むこと。

ア 市税については、地方税制度の動向や経済情勢の見通し、市民所得の推移等を把握・分析の上、的確に見積もること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉に努めるほか、納期内納付の促進や滞納処分の強化を図る等、収納率向上に最善の努力を払うこと。

イ 使用料及び手数料については、受益者負担に関する指針等に基づき、市民負担の公平性確保の観点に立ち、利用者負担の適正化を図ること。なお、実施した検証結果については予算に反映させること。

ウ 国・県支出金については、事務事業の緊急性及び必要性、効果等を十分精査の上、対象事業を厳選するとともに、国・県等の制度改正や予算編成の動向等に十分留意すること。併せて、新規・既存の事業を問わず、補助金交付要綱の再確認や同様の事業における他団体の活用事例の情報収集等を行うことにより、補助対象となるものは必ず活用し、財源の積極的な確保を図ること。また、補助金・負担金対象事業になるものを市単独補助事業として実施することのないよう十分留意すること。

エ 財産収入については、市有財産の状況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地については、処分を含め有効活用を検討すること。また、財産貸付収入については、社会経済情勢等を考慮しながら見直しを行い、適正に見積もること。

オ 市債については、公債費の増加が後年度の財政運営に多大な影響を及ぼすことから、発行額の抑制に努めること。また、地方交付税措置のある有利な市債の選択に心掛けるとともに、事業の適債性、充当率等については、財政経営課と事前に協議すること。

カ ふるさと応援寄附金や広告収入及び資金運用等、金額の多寡にかかわらず、零細又は捕捉が困難なものについても極力把握するとともに、あらゆる角度から新たな財源の確保について積極的に検討すること。

キ 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として適切に対処すること。

3 歳出に関する事項

全ての事業は、収入が確保されて初めて実施できることを念頭におき、単年度の収入で単年度の支出を補うことを基本に、既存の事務事業全般について聖域なく抜本的な見直しを行い、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこと。

ア 予算要求額の過大見積りを避けるとともに、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果等に欠ける経費は計上しないこと。

イ 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については、現行制度に基づき積算すること。なお、会計年度任用職員へ移行する従来の臨時職員等の任用については、人数及び業務時間の精査を図り、予算査定のほか、人事課又は教育総務課のヒアリングを受

けること。

- ウ 扶助費のうち市単独事業については、事業の内容変更(対象者の精査等)や廃止等、事業の見直しを図ること。
- エ 政策的経費については、第2期実施計画に計上されていることを絶対的条件とし、予算規模等の関係上、優先順位を明確にすること。
- オ 新規の市単独事業は原則3年間を限度とし、事業効果を十分検証した上で計画すること。
- カ 民間委託等の積極的な活用により、サービスの質の向上及び経費等の削減を図ることが可能な事務事業については、アウトソーシングに関する指針(平成23年3月25日政策部長通知)により、更なる業務改革を進めること。特に、職務内容が民間と同種又は類似した業務で、民間委託の進んでいない分野については、指定管理者制度のほか、様々な民間委託の可能性を検討すること。また、民間資金とノウハウを活用して効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法として、PPP・PFIについても導入を検討すること。
- キ 公共施設等の整備費に関しては、建設部局との調整はもとより、平成24年第2回三豊市議会定例会での工事請負契約の変更契約に関する付帯決議に留意するとともに、三豊市公共施設整備に関する事前協議実施規程に基づく審査を受けておくこと。
また、公共施設等総合管理計画との整合性を図るとともに、現有施設の利用状況と運営方法の再点検を行い、民間委託、転用及び譲渡を含め、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換の中で、地域の実情に即して計画すること。
- ク 節別積算基準については、別添の「歳出予算節別積算基準表」を参照すること。

4 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むとともに、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・県支出金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。

5 企業会計に関する事項

企業会計については、独立採算制を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の削減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。

【連絡先】

政策部財政経営課 財政グループ
TEL(0875)73-3010 内線(811+)261